

様式第2号（第5条関係）

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要	
○須田課長	○久喜市男女共同参画審議会委員委嘱式 皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、久喜市男女共同参画審議会委員の委嘱式を始めさせていただきます。 私は本日の司会進行を務めさせていただきます、人権推進課長の須田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは初めに、梅田市長から委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきます。 お手元に配付させていただきました名簿順に、梅田市長から委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきますので、お名前を呼ばれた方は、その場にてご起立願います。 なお、交付が終わりましたら、ご着席ください。 （市長から委員へ委嘱書を交付）
○須田課長	以上、10人の皆様へ委員をお願いすることになりました。 どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、委嘱後初めての会議でございますので、恐縮ではございますが、皆様には改めまして、自己紹介をお願いしたいと存じます。 お手元の資料1「久喜市男女共同参画審議会委員名簿」の順をお願いしたいと思います。 それでは初めに、石田委員さんからお願いいたします。 （各委員の自己紹介）
○須田課長	ありがとうございました。 それでは初めに、皆様に2点お願いがございます。 1点目は、附属機関の委員名簿に関することでございます。 久喜市市民参加条例に基づきまして、附属機関委員のお名前、委員の選出区分を公開することとなっております。このため、市のホームページ等への委員名簿の掲載につきましては、お手元にお配りしているこちらの名簿を公開させ

	ていただきますことをご了承いただきたいと存じます。 2点目は、公職者名簿に関することでございます。 市では、附属機関の委員の皆様のお名前を記しました公職者名簿を作成しております。委員の皆様におかれましては、この公職者名簿への掲載につきましても、あわせてご了承いただきたいと存じます。 なお、公職者名簿につきましては、住所と電話番号の掲載は任意でございます。現在、本審議会委員の皆様のご住所と電話番号は非公開としておりますが、公開を希望される場合は、後ほど事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。 名簿の取り扱いに関しましては、よろしいでしょうか。 (異議なし)
○須田課長	それでは続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 (事務局の自己紹介)
○須田課長	以上をもちまして、久喜市男女共同参画審議会委員の委嘱式を終了いたします。
○須田課長	○令和7年度第1回久喜市男女共同参画審議会 それでは引き続き、令和7年度第1回男女共同参画審議会を始めたいと存じます。 なお、久喜市男女共同参画を推進する条例第21条第2項の規定により、審議会の会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない旨の規定がございます。 本日は10名中7名の委員さんにご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。 それでは本日は改選後初めての会議でございますので、皆様に4点ほどご了承いただきたいことがございます。 まず1点目でございますが、本市では、審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、会議は原則公開としておりますので、本審議会の会議も公開したいと存じます。 次に2点目でございますが、会議開催については、事前公表を行うことが規定されておりますので、市の掲示板やホームページ上に会議開催についての掲

	載をしております。本審議会開催につきましても、事前に公表しております。 3点目でございますが、会議の傍聴を希望される方がいる場合は、会議の傍聴を受け入れるものでございます。なお、現在傍聴人は0人でございます。 最後に4点目でございます。 本日の会議につきましては、会議録作成のため、録音を行いますので、皆様のご了承をお願いいたします。 それでは、開会にあたり、梅田市長よりご挨拶を申し上げます。 よろしくお願いします。
○梅田市長	(市長挨拶)
○須田課長	ありがとうございました。 続きまして、会長、副会長の選出に入らせていただきます。 本日は改選後初めての会議でございますので、議長となります会長が選出されておりません。
○仮議長 (梅田市長)	したがいまして、会長が決まるまでの間、梅田市長に仮議長に就いていただき、会議を進めていただきたいと存じます。梅田市長よりお願いいたします。 それでは、会長副会長が選出するまでの間、暫時、私の方で議長を務めてまいります。 皆様の御協力をお願いします。 この男女共同参画審議会には、男女共同参画を推進する条例第20条第5項の規定によりまして、会長及び副会長を、それぞれ1名置くことになっております。 その選出には、委員の互選によってこれを定めることになっております。 会長の選出であります。どなたか立候補、あるいはご推薦、ご意見などいただけますでしょうか。
○石田委員	他に立候補される方がいらっしゃらないようであれば、私が立候補させていただきたいと思います。
○仮議長 (梅田市長)	ただいま、石田委員さんから会長に就任いただけるというお話をいただきました。 皆様に改めてお諮りしますが、石田さんに会長をお願いするという事で、

	いかがでしょうか。 (拍手)
○仮議長 (梅田市長)	満場一致ということですね。 改めて石田委員さん、皆様から承認をいただきましたので、会長職をお願いいたします。 それでは、会長には石田委員さんということで決定いたしました。 続いて、副会長の選出であります、どなたか立候補あるいはご推薦、ご意見などありますでしょうか。 はい、羽中田さんお願いします。
○羽中田委員	どなたもいらっしゃらないようですので、副会長の選出は、石田会長にお任せしてはどうかと思うのですが、皆様いかがでしょうか。
○仮議長 (梅田市長)	会長一任ということですね。
○羽中田委員	はい。
○仮議長 (梅田市長)	副会長選出の方法は、会長一任でよろしいのではないかという意見をいただきましたが、皆様、会長に一任ということでよろしいですか。 (異議なし)
○仮議長 (梅田市長)	ただいま、石田会長さんから副会長を推薦するということで、ご発言いただきたいと存じます。
○石田会長	それでは、委員のご経験を重ねていらっしゃる、長谷川委員さんに副会長をお願いしてよろしいでしょうか。
○仮議長 (梅田市長)	ただいま、石田会長から、副会長は長谷川朱實委員さんをお願いしたいという推薦がございましたが、改めて長谷川委員さん、お願いできますでしょうか。
○長谷川委員	はい。

○仮議長 (梅田市長)	ありがとうございます。 それでは、副会長は長谷川委員さんということで決定いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。 皆様にご協力をいただきまして、無事に会長、副会長を選出することができました。ありがとうございました。 これをもって、議長の任を解かせていただきます。
○須田課長	ありがとうございました。 それではここで、石田会長と長谷川副会長から一言ずつ、就任のご挨拶をお願いしたいと存じます。
○石田会長	ただいま、委員の皆様のご承認をいただき、会長を務めさせていただくことになりました、石田道哉と申します。改めてよろしくお願いいたします。 皆様方の格別なるご理解とご協力をいただきまして、この審議会を円滑に進め実りある会にしていきたいと思いますと考えております。 どうぞよろしくお願い申し上げます。
○須田課長	ありがとうございました。 それでは続きまして、長谷川副会長よろしくお願いいたします。
○長谷川 副会長	副会長を務めさせていただきます、長谷川朱實と申します。 不安な面もたくさんあるところでございますが、会長を補佐し、審議会の目的が達成されますよう努力して参りたいと思っております。 どうぞ皆様よろしくお願いいたします。
○須田課長	ありがとうございました。 会長、副会長が決まりましたので、久喜市男女共同参画審議会の議事進行に移らせていただきます。 なお、誠に恐縮でございますが、この後、市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。 (市長退席)
○須田課長	会長、副会長は、席の移動をお願いいたします。

	(会長、副会長 席移動)
○須田課長	ありがとうございます。 それでは、議題に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。 (資料確認)
○須田課長	それではこれより、久喜市男女共同参画を推進する条例第21条の規定によりまして、石田会長に議長として議事を進めていただきたいと存じます。 それでは石田会長、よろしくお願いいたします。
○石田会長	それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。 円滑に議事が進行いたしますよう、皆様方の特段のご協力をお願いいたします。 まず初めに会議録の作成及び審議会の運営などについて、事務局から説明をお願いします。
○大木係長	事務局からは3点ほどご案内と、ご検討いただきたいことがございます。 1点目は、会議録の作成と会議録署名について。 2点目は、久喜市男女共同参画を推進する条例について。 3点目は、部会の設置についてでございます。 まず1点目の会議録の作成についてご説明いたします。 審議会の公開に関する条例によりまして、審議会等につきましては、会議録を作成し、会議開催後概ね1ヶ月を目安に、ホームページ等で公開することとなっております。 本市における審議会等の会議の公開に係る基本的な考え方といたしまして、全文記録方式、もしくは、できる限り全文記録に近い形で作成することを原則としております。 事務局案といたしましては、市の基本的な考え方に合わせ、全文記録方式、またはそれに近い形での会議録作成をご提案したいと思います。 会議録につきましては、事務局において作成し、でき上がり次第、会議録への署名をいただく委員に送付させていただきまして、ご確認をいただく予定でございます。 また、会議録に署名する2名の委員の方につきましては、50音順になっております委員名簿順にお願いしたいと思います。

	今回ご出席いただいている方が、1 番目、石田会長。2 番目は、内海委員と大塚委員がご欠席されておりますので、進藤委員、ということで、お願いしたいと考えております。
○石田会長	ただいま事務局から会議録の作成方法と、署名委員についての説明がありました。 まず、会議録の作成方法についてですが、市の基本方針としては、全文記録方式であるため、事務局の提案としては、全文記録方式としたいということでした。 このことについて何かご質問等ございますか。 (異議なし)
○石田会長	特にないようですので、会議録については、全文記録方式といたします。 次に会議録の署名委員については、50 音順に 2 人ずつお願いしたいということですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
○石田会長	ありがとうございます。 それでは、本日の会議録署名委員は、私、石田と進藤委員さんをお願いしたいと思います。 では、続けて、事務局から説明をお願いします。
○大木係長	2 点目の久喜市男女共同参画を推進する条例についてご説明いたします。 初めに、男女共同参画についてご説明申し上げます。男女共同参画とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を実現するものであり、市は、この男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。 お手元の、「第 3 次久喜市男女共同参画行動計画」冊子の 8 9 ページをお開きください。 こちらに、久喜市男女共同参画を推進する条例を掲載してございます。久喜市では、この条例に基づき、男女共同参画の推進に努めております。

	後ほどご一読いただきますようお願いいたします、ここでは特に男女共同参画審議会についてご説明いたします。 現在、久喜市では計画期間を令和５年度から令和９年度とした第３次久喜市男女共同参画行動計画に沿って、男女共同参画を推進するための施策に取り組んでおります。 本審議会では、主に本計画の推進状況の確認や、市審議会等の女性の登用状況、また、本市では、毎年６月と定めております男女共同参画推進月間の事業について、ご意見を伺っております。さらに、来年度からは、次期計画の改訂についてもご審議いただく予定でございます。 計画の９０ページ以降に、審議会に関連します、条文、第１８条から２１条について記載してございますので、こちらも後ほどご一読いただければと思います。 男女共同参画審議会に関連した条文についての説明は以上でございます。
○石田会長	男女共同参画審議会に関連する条文についての説明がありました。 ご質問はございませんでしょうか。 よろしいですね。 (質問なし)
○石田会長	ないようですので、事務局から説明をお願いします。
○大木係長	続きまして、３点目として、条例第２２条、部会の設置についてご検討いただきたいと存じます。 先ほどご覧いただきました９０ページの条例第１６条の「苦情及び相談への対応」につきまして、市長は、行動計画の実施または男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民または事業者から、苦情の申し出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めることとなっております。さらに必要があれば、市長は審議会に対して意見を聞くことができるものとなっています。 もし、苦情などがあり、このことについて市長が審議会に対して意見を求めた場合、９１ページの条例第２２条により、審議会は部会を設置して調査ができることとなっております。部会は部会員で組織し、部会員は審議会委員が兼ねて、さらに、部会の組織は会長が審議会に諮って定めると規定されています。部会の設置につきましては、置くことができるという規定ですので、置か

	ないことも可能です。 したがって、苦情処理についての調査のための審査は、部会を設置せず、委員全員で行うこととしてよろしいか、ご検討くださいますようお願いいたします。 なお、参考に申し上げますと、これまでの審議会におきましては、部会を設置しないで、審議会の皆さん全員で調査に当たると決定されてきました。 また、合併以前及び条例を施行してから、本日まで、市の男女共同参画の推進に関する苦情等についての申し出はございませんでした。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
○石田会長	ありがとうございます。 ただいま条例についての説明と、部会の設置についての説明がありました。まず、条例についてのご質問やご意見があれば伺いたいと思います。 いかがでしょうか。 (質問なし)
○石田会長	それでは次に、部会の設置について、ご意見がありましたら伺いたいと思います。 (意見なし)
○石田会長	それでは、これまで通り、部会は設置せず、意見を求められたときは、全委員で当たることとして決定します。市長より意見が求められた場合には、よろしくお願いいたします。 (異議なし)
○大木係長	審議会前に確認しておくべき事項は以上でございます。 ご協力ありがとうございました。
○石田会長	それでは、次第に戻りまして、議題の(1)令和6年度実施計画の推進状況報告について、事務局から説明をお願いします。
○大木係長	(議題(1)について、資料2から資料4、第3次男女共同参画行動計画冊

	子に基づき説明)
○石田会長	それでは、ご質問、ご意見があれば、お伺いします。 はい、田村委員さん、お願いします。
○田村委員	資料3の、2ページですが、「就学前の子どもを持つ保護者でも気軽に参加できるようにするため、託児つきで講座等を開催したか」という項目で、託児を実施しなかったというところの理由の一番下に、託児に関わる予算の確保が困難であるためという回答がありますが、こちらは具体的には、こういった課が、どのような事業をされたのか、関心があります。
○石田会長	この点、事務局の方からお願いします。
○大木係長	大変申し訳ございません。 手元に個別の課の詳細の理由を記載した資料がございませんので、後ほどお調べしたいと思います。
○石田会長	ありがとうございます。よろしくお願いします。 他にはいかがでしょうか。 はい、吉田委員さんお願いします。
○吉田委員	資料4のⅡ「あらゆる分野で男女が活躍できる環境の整備」というところの上から2番目「男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと考える人の割合」ということで、参考値59.6%、目標値80%と、約20%をプラス、これから補完をしていくというお考えですが、59.6%というのは私の認識からすると、もっと低いのではないかと考えておりました。 例えば、新聞等で中小企業さんの、男性社員の育児休業の取得というのは、確か30%未満というような記憶があります。そういった面を含めてどうして育児休業がとれないかという部分が、いわゆるアンコンシャス・バイアスという壁が作られて取りにくいのか、それとも人手不足とか引き継ぎがうまくいかないからという、いわゆる事業所的な理由で取れないのかとか、そういった分析はされたことがあるのか、もしご意見ございましたらお聞かせ願えればと思います。
○石田会長	では、事務局からお願いします。

○大木係長	はい、こちらは男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと考える人の割合ということで、市民意識調査によるアンケートの結果を参考値といたしました。 吉田委員のおっしゃるように、アンコンシャス・バイアス、無意識の男女の役割の思い込み、というものが存在しているというところで、育児の楽しみ、喜びなどを感じていただけるような施策を推進することで、男性が育児に参加したいと思えるように意識づくりを進めていければと考えております。具体的にどういった内容でという詳細の分析や検討については、資料がございません。
○石田会長	少し話がずれてしまうかもしれませんが、この男性の育児休業という点に関してですけれども、久喜市の男性職員の方の育児休業の取得状況について、今分かれば、教えていただけますか。
○大木係長	久喜市の男性職員に関しまして、育児休業の令和6年度取得率は87.5%となっております。こちらは、令和6年にお子さんが生まれた男性職員が8名で、そのうち令和6年度に新規で育児休業を取得した男性職員が7名ということです。これは、令和7年3月31日、令和6年度中に生まれたお子さんがいる方が、令和7年4月以降、令和7年度に育児休業を取得すると、算定年度が変わってしまいますので、8分の7ということで、令和6年度としては、87.5%の男性職員が育児休業を取得しているということになりました。
○石田会長	ありがとうございます。 吉田委員さん、よろしいですか。
○吉田委員	はい。今、市の取得率を伺いまして、確かに高いという表現は基準がないので少し言いにくいのですが。 育児休業を取った理由というのは、大企業だとルールがあるから、ということがあるのではないのでしょうか。私も在籍していた頃は、やはり取らなければならないという認識で、私はもう年上でしたから取らなかったですけど、男性は取っていたという認識があります。 これはやはりルールであり、法律ではないとは思いますが、国で進めている事項ではあると思うのです。先ほど申し上げた中小企業の方々というのは、取れない現実というのを、地方と言いますか、久喜市からもそういった意見があるということ、何らかの形で出していただいて全体に行き渡るようになれ

	ばいいなと思っております。それが言いたかったことです。
○石田会長	ありがとうございます。 はい、田村委員さん、お願いします。
○田村委員	たびたび恐れ入ります。今、吉田委員さんからのご質問と同じ項目になりますけれども、育児休業を取得された男性職員が、久喜市は87.5%ということ伺いました。このアンケートの取り方なのですが、育児休業を何日取ったことで、取得したと考えるのか、ということに少し関心があります。 というのは、女性は出産して育児休業ということになりますと、どうしてもキャリアの中断ということが出てきます。男性は、育児休業としてどのぐらいの時間を取得すると育児休業を取った、という認識なのか、ということが気になります。アンケートの調査方法についてはいかがでしょうか。
○石田会長	事務局、お願いします。
○大木係長	育児休業の期間につきましては、1日から取得可能になっていまして、久喜市の場合ですと、分割して複数回を取ることも可能で、取得期間が1ヶ月以内の場合は、給与にも影響はなく取得ができます。何日まで取っているかというところは、私の方で手持ちがない状態でございます。申し訳ございません。
○石田会長	そうしますと、育児休業を取っている方は結構たくさんいらっしゃるけれども、取り方がまだわからない部分もあるので、そのあたり、もし、今後わかるようになると、今後の育児休業のあり方というのが、また知見が深まるのかなという感じはしますね。 田村委員さん、よろしいですか。
○田村委員	はい。もう1点ございます。 資料の中で、久喜市の女性の管理職登用率が低いというのがわかったのですが、優秀であるにもかかわらず管理職になりたがらない女性、ということがあるのかなと思います。これは、市の方ではどのように捉えていらっしゃいますか。
○石田会長	事務局、お願いします。

○大木係長	資料２の１０ページにございますが、管理職に占める女性職員の割合が２５％以上という目標に対し、現状は２０．５％に留まり、管理職である課長補佐級以上の職員が、全体で２２９人中女性が４７人ということです。管理職に占める女性職員の割合が２５％に届くには何人必要かと申しますと、あと１０人、女性が５７人であれば、２５％の達成となります。しかし女性に限らず、昇任試験にチャレンジする方が少なくなっているという状況を人事課から伺っております。 どうしたら男女問わず管理職にチャレンジしてもらえるのかということを検討して、女性に関しては、管理職に昇格していくにつれての不安がないように、昇格後に必要になるスキルに関する研修、女性自身の人生におけるキャリアプランを組み立てていったり先輩のお話を聞いたりという研修などを設けておりまして、「働く女性のためのステップアップ研修」というものを実施していると伺っております。昇任試験を受けやすくなるように、人事課ではこのような取り組みをしていると伺っております。
○石田会長	はい、事務局お願いします。
○佐藤主幹	恐れ入りますが、補足をさせていただきます。 こちら、取組番号２１２０１、資料２の１０ページの部分につきましては、所管課は人事課でございますが、私も管理職である女性職員の１人として、目標値に達していないというところで、申し訳なく思っております。 今、大木係長が申し上げましたように人事課も取り組みを進めておりますが、まずは、私たち女性の管理職の職員が、いきいきと仕事をしている姿を、女性職員、後輩たちに見せることが必要なのではないかと思っております。 どんな仕事につきましても、不安は付きまとうものでございます。そんな中でも、周りと協力しながらやっていけるというところを皆さんに見せていければと思っております。
○石田会長	はい、ありがとうございます。 田村委員さん、よろしいですか。
○田村委員	ありがとうございます。 女性の管理職が増えていかないと、社会はなかなか変わっていかないと思っております。ぜひその女性の、これから管理職になるであろう方々の、ロールモデルになるような方々に頑張ってもらって、ぜひ不安を取り除いていただい

	て、1人でも多くの女性の管理職が誕生されたいと思います。
○石田会長	ありがとうございます。 私からもこの点についてよろしいですか。やはり女性管理職の登用で、昇進を希望するけれども何らかの理由があって昇進できないという方もいらっしゃるかもしれないし、そもそも自分のキャリアプランとして、昇進を希望しないという女性職員の方もいらっしゃる可能性があって、千差万別なのかなとは思いますが、そのあたり、女性職員の皆さんにアンケートみたいなものを取りたりすることは、できるのでしょうか。
○大木係長	ありがとうございます。 貴重なご意見をいただきました。女性職員が昇進を望むかどうかというところの調査は、私どもは今まで経験はないので、人事課ではまだ実施はしていないのではないかと思います。 ただ、委員さんからそういったご意見があったことについては、人事課に参考にするようお伝えさせていただければと思います。
○石田会長	個人的に興味があると言いますか、どういう事情があって、増えないのか、という1つの判断材料とかにもなってくるかもしれないので。もし可能であれば、そういったアンケートのような取り組みによって、女性の職員の方たちの生の声がわかるといいかなと思いました。 他にはいかがでしょうか。 では、また、私からよろしいですか。 資料4の関係ですけれども、次回、市民意識調査を実施する予定について、具体的にいつ頃やるとかやらないとか、もし決まっていることがあれば、教えてくださいますか。
○大木係長	次回の市民意識調査につきましては、令和8年度にアンケート調査をすることを予定しております。
○石田会長	ありがとうございます。 あともう1点だけよろしいですか。資料3の関係ですけれども、全課共通取組事項の推進状況ということで、男女共同参画人材リストの活用について、託児付きでの講座の開催ですとか、各種事業、会合等へ参加しやすくするための配慮をやったことによって、どういう効果があったか、というような検証など

	は、今後実施する予定はありますか。 例えば、男女共同参画人材リストを活用した結果、女性の講師への依頼が増えたとか、そういったところです。
○大木係長	ありがとうございます。 人材リストに載せて、登録をいただいている方については、登録した 1 年間について、ご意見等を含めて、活用状況を調査させていただくのに合わせて、アンケートをとらせていただいている状況です。 こちらでは、活用状況について、リストに載って新たなお声がかかって講師に行って、とても充実した出会いや触れ合いがありました、といったご意見をいただいている状況です。 今後につきましても、こういったご意見があるということで、女性のまだ発掘されてない人材の方に登録をいただいて、活用をいただいて、さらに外に活躍の場を広げていっていただけるように、男女共同参画を進めさせていただければ、と考えております。
○石田会長	引き続きよろしくお願いします。 他にはいかがでしょうか。 進藤委員さん、お願いします。
○進藤委員	今、お話いただきました人材リストというのはどのようにして探されるんですか。
○石田会長	事務局からお願いします。
○大木係長	人材リスト自体は公共施設等に置かせていただいて、市民の方にも活用していただくというような状況です。人材リストに登録していただくことはこちらの人権推進課から、リストに登録しませんかと、広報等でお声掛けをさせていただいている状況です。
○進藤委員	何をもって、お声掛けをしているのですか。講演がすごく良かったとか、遊びがすごく素敵だったとか、そういうことから「人材リストに載せてくれませんか」とお話をするのですか。何を基本としているのですか。
○大木係長	基本的に人材リストのご登録というのは、ご本人様から、こういった特技が

	あるので、生かせる場があればということでご登録をいただくようになっております。 また、私どもとしましても、できれば登録する方が増えていくことが、望ましいというふうに考えております。例えば幼児保育など、市の特定の事業で活躍されているが他の課で行っている事業には参加していない、という方がいらっしゃれば、広くご登録いただくと広く市の所管課で共有ができるようになりますので、そこでこちらからお声掛けをしていけると、その方の活躍の場が広がっていくと考えております。
○石田会長	田村委員さんお願いします。
○田村委員	たびたびすみません。 資料3の1ページ、施策の柱4「男女が共に担う地域社会づくりの推進」というところで、地域活動における男女共同参画の推進ということがございますけれども、取り組み内容としては各種事業や会合などに、開催日時の配慮を行い、男性も地域活動に参加しやすい環境整備を行うとあります。 私が地域活動に関して常々思っていることが1つございまして、地元の区長さんですとか自治会長さんは、圧倒的に、男性が多くないですか、男性に偏っていませんか。次に引き継ぐ方がいない、ということも聞きます。女性を候補として探しているのかな、と思います。 女性は、子育て期に PTA 活動なども地元でやってきていますので、地域のことをよく知っていると思うのですが、なぜか男性の中で次の方を探そうとされている、ということがあるかな、と思いました。リーダーシップを取る方に偏りがあるということで、その地域の、理事会や自治会などの中も、どうしても世帯主をメンバーとして入れましようみたいなのところが多いようにも聞きますので、そこは、これから改善していける分野ではないかと思っておりますので、お伝えさせていただきます。
○石田会長	ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。よろしいですかね。 それでは続きまして、議題（2）、行政委員会及び審議会等における女性の登用状況について事務局から説明をお願いします。
○大島主任	（議題（2）について、資料5に基づき説明）

○石田会長	それでは、ご質問、ご意見があればお伺いします。 いかがでしょうか。 私の方からよろしいですかね。 資料5の比率というのは、久喜市における比率ということですよ。 もし可能であれば、例えば、埼玉県内の市町村の平均とか、全国の市町村の平均とかもしあれば、比較などができると。今、久喜市がどの程度進んでいるのかとか遅れているのかというようなことがわかるので。知りたいと思うのですが。
○大島主任	ありがとうございます。 今、数値は確認しているところではございますが、内閣府で、見える化マップというものが公表されているウェブサイトがございます。そこで、全国の市町村ごとに分けた、例えば防災委員の女性の委員数であったり、自治会の会員数の比率であったり、そういった様々な比率が見られるような資料がございます。
○石田会長	今後、全部にそれを掲載する必要はないと思うので、ポイントだけ、例えば、合計のところの比率とか、参考になるものがあるといいかなと思います。
○大島主任	ありがとうございます。
○石田会長	他にはいかがでしょうか。 長谷川副会長お願いします。
○長谷川副会長	意見や質問というわけではないのですが、この表をいろいろ説明を受けて見ている中で、社会のあらゆる活動に参画する意義を啓発や情報提供を発信し、広めていただきました、その評価が、現実として現れてきているのだなと思いました。 でもまだまだ男女格差指数を下げる努力が必要だということも改めて感じましたので、一言申し添えます。
○石田会長	ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。 では、私から。資料5、3①行政委員会のところで、久喜市選挙管理委員会は、女性委員数ゼロなのですから、今後、女性委員が増えていくことはあ

	るのでしょうか、見通しとして。
○大木係長	以前、選挙管理委員会事務局にいたということで私の方からお話させていただきますと、選挙管理委員会の委員が決定される過程というのが、市議会議員の推薦・選挙をもって承認を受けて決まるという状況がございまして、選挙管理委員会の委員として、女性の委員さんを積極的に入れていただければというところは、今後、執行部のみならず、議会にも考えを広めていって、女性委員の方もご検討をいただくような流れを作っていければというふうに思うのですが、選挙管理委員会というのが、選挙速報やテレビで報道されているように、夜中まで開票所で張りついてというような状況もあるということで、深夜、明け方までに及ぶ開票に選挙管理委員会の委員も同席するというような状況もあります。そういったところ、実状、実務の部分においても、なかなか推進していかないというような、状況を感じております。 補充員としては、選挙管理委員は今、久喜市では4名なのですが、女性もいらっしゃるという伺いはしておりますので、また、今後、女性委員の方が増えていただければと感じております。
○石田会長	はい、ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。よろしいですかね。 では、それでは続きまして、議題（３）、令和７年度久喜市男女共同参画推進月間における事業計画について、事務局から説明をお願いします。
○大島主任	（議題（３）について、資料６に基づき説明）
○石田会長	それでは、ご質問、ご意見があればお伺いします。 長谷川副会長お願いします。
○長谷川副会長	今の資料６の中で、今年も素晴らしい１日体験学習ツアーの行程だな、と見させていただきました。熊谷市立荻野吟子記念館は、もう誰もが知る日本初の女医の記念館ということでございます。また、さきたま古墳公園の中にあります歌碑は、昨年度のこの男女共同参画審議会で、私、恥ずかしながら初めて、濱梨花枝さんという名前をお聞きしました。 久喜市の施行に伴って久喜音頭を作詞されたとか、その後、本町小学校や久喜東中学校、青毛小学校、浦和の高等学校などの校歌も作詞されたということで、本当に地域に貢献された、濱梨花枝さんの名を広く市民に伝えるべきだと

	感じた、ということ、去年もお話したように、改めて思い出しましたこと一言申し添えたいと思います。 ありがとうございます。
○石田会長	ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。よろしいですかね。 それでは続きまして、議題（４）女性議会の開催について、事務局から説明をお願いします。
○大木係長	議題（４）女性議会の開催については、資料はございませんが、口頭でご説明させていただきます。 久喜市いきいき女性議会は、行政や議会に対する女性の参画意識を高めるとともに、女性の意見や要望などを市政に反映させることを目的として、平成１３年度から、女と男いきいきネットワーク久喜と共催して、隔年で開催しております。今年度が開催年にあたります。 今年度の女性議会につきましては、広報くき７月号などでお知らせをして、市内在住、在勤、在学の高校生以上の女性及び本市と包括連携協定を締結している大学の女子学生から募集し、１０人を選任し、市の男女共同参画施策に関連した質問を直接、市長や教育長に行っていただくものでございます。 開催は１０月２７日、月曜日に市役所の議場で予定しておりまして、傍聴も可能ですので、審議会委員の皆様には、開催前に改めてご案内させていただきたいと思っております。 女性議会の開催については、以上でございます。
○石田会長	それではご質問、ご意見があればお伺いします。 いかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、全体を通して何かご質問などはございませんか。 よろしいですか。 それでは、以上で本日予定した議題はすべて終了となります。 ご協力ありがとうございました。 これもちまして、議長の任を解かせていただきます。
○須田課長	石田会長、議事の進行ありがとうございました。 それでは次第５、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

	よろしいでしょうか。 それでは事務局から、次回の審議会の日程について、ご連絡を差し上げたいと思います。 次回は、7月25日の金曜日、午前10時からの開催を予定しております。 会議の日程につきましては、後日、改めて皆様に文書でご案内申し上げますが、ご都合の悪い方がいらっしゃいましたら事務局までお知らせください。 もう1点お願いいたします。
○大木係長	本日、委員の皆様に「ひとと人のつどい」のチラシを2部ずつお配りさせていただきました。6月28日ということで、あと1ヶ月後になりますので、もしよろしければ皆様お誘い合わせの上で、ご来場いただければと思います。 一緒に「女性の悩み（カウンセリング）相談」というチラシもお配りさせていただきました。こちらも、市で主催し、臨床心理士のカウンセラーに50分間無料で相談ができるお悩み相談となっておりますので、もし、お近くにお悩みを抱えていてどこに相談したらいいか悩んでいらっしゃる方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただければと思います。こちらは予約制となっておりますので、人権推進課にお電話等でご予約いただければと思います。裏面に相談日程も載っておりますので、ご確認いただければと思います。 よろしくをお願いいたします。
○須田課長	事務局から以上でございます。 それでは次第6、閉会のご挨拶を長谷川副会長様、お願いいたします。
○長谷川副会長	皆様お疲れ様でした。いろいろな活発な意見が出まして、実りある審議会になったのではないかと思います。 今後につきましても、計画に沿い、推進していくことで、よりよい久喜市になっていくのではないかと考えております。 これからもご協力をお願いしまして、本当に今日はお疲れ様でした。 ありがとうございました。
○須田課長	ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、令和7年度第1回久喜市男女共同参画審議会を終了させていただきます。 大変お疲れ様でした。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 7 年 6 月 17 日

石田 道哉

進藤 律子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。